

大芝公園（交通ランドを含む。）指定管理者応募に関する質問と回答

平成 29 年 8 月 14 日

	資料名	頁	質問	回答
1	管理業務の仕様書	P9	交通施設を一般の利用に供するのは、研修棟のトイレ、ゴーカートのみと理解して良いですか。また、2階の研修室は、一般に開放をするのですか。	(前段) お見込みのとおりです。 (後段) 原則、一般開放はしません。
2		P9	駐車車両の整理・誘導を指定管理者が人員配置して対応することになりますか。	管理者の西区役所が対応することになります。
3		P9	ゴーカート使用料の減免は、道路管理課で対応することになりますか。	お見込みのとおりです。
4		P10	ゴーカート利用に関することが指定管理の業務内容なので、ゴーカートの運休日は、公園の鍵の開閉のみで良いですか。	ゴーカート利用に関する業務が主ですが、ゴーカート運休日も交通施設を一般の利用に供するための業務はあります。
5		P11	ゴーカートコースの清掃は、指定管理者で行うが、特別な台風など強風時後の清掃は、施設管理者である西区が対応することの良いですか。また、コース外の維持管理は、業務外として良いですか。	お見込みのとおりです。
6		P11	本市主催の交通安全教室と連携を図るための人員は指定管理費に含まれているのですか。また、年に何回程度を予定され、具体的に何を行うか示してください。	人員は指定管理費に含んでいます。平成 28 年度実績で 140 回、1 回当たり 40 人程度。必要に応じて交通安全教室と他のゴーカート利用団体との利用者調整を行ってください。
7		P12	「ゴーカート利用者の整理及び指導」について業務委託できるのですか。また、外注を前提として考えて良いのでしょうか。	「ゴーカート利用者の整理及び指導」は業務委託の対象外です。